

申請・請求手続きの流れ

申請フェーズ (STEP 1 - 2)

STEP 1 : 申請書の作成と出力



申請書PDF

フォーム入力後、自動返信メールが届き、申請書PDFが出力可能になります。

STEP 2 : 申請書一式と受領書の提出



メールのURLから遷移し、PDF化した申請書と支出受領書の御申請書と支出受領書の写しを提出します。

請求・支払フェーズ (STEP 3 - 4)

STEP 3 : 交付決定後の請求書作成



請求書PDF

京都市からの通知メール内のURLから、請求書を作成・出力します。

STEP 4 : 請求書の提出と支払い



作成した請求書PDFを提出フォームから送信後、京都市より支払いが行われます。



補助金支払い

手続き全体像：施設と京都市の役割分担

	施設・学校の対応	京都市の対応
1. 申請	申請書の作成・提出	交付決定通知書の送付
2. 請求	請求書の作成・提出	補助金の支払い

フォーム手順

ステップ①

申請書の「作成」

- ①申請書「作成」フォームで申請書を作成
- ②①で作成した申請書（PDF）を出力

ステップ②

申請書の「提出」

- ①申請書「作成」フォームで入力したメールアドレス宛てに申請書作成後に自動返信メールが届くので、メール本文のURLから申請書「提出」フォームに遷移
- ②申請書「提出」フォームに、ステップ①で作成した「申請書一式（PDF）」及び「定期結核健康診断費支出受領書」の写しを提出

ステップ③

請求書の「作成」

- ①京都市から交付決定通知書等がメールで送付される。メール本文にある請求書「作成」フォームのURLから請求書を作成
- ②①で作成した請求書（PDF）を出力

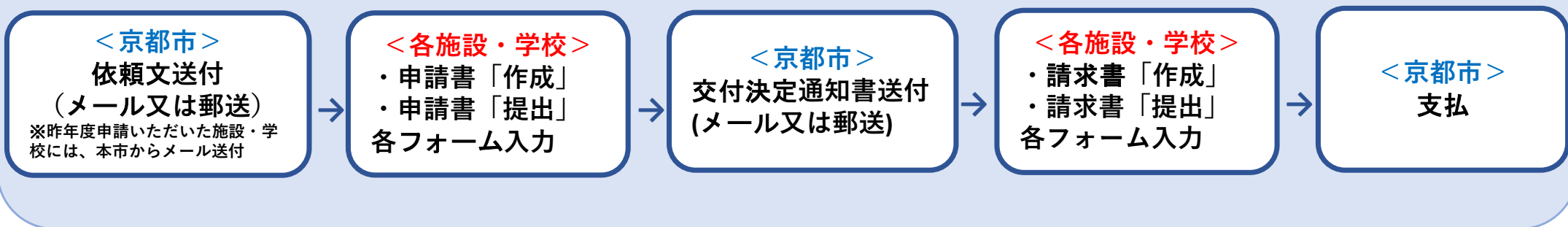
ステップ④

請求書の「提出」

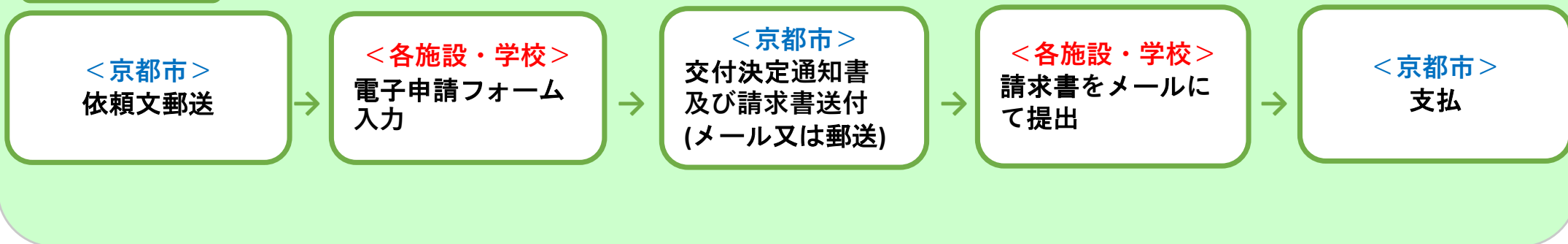
- ①請求書「作成」フォームで入力したメールアドレス宛てに、請求書作成後に自動返信メールが届くので、メール本文のURLから請求書「提出」フォームに遷移
- ②請求書「提出」フォームに、ステップ③で作成した「請求書（PDF）」を提出

手続きの変更点

令和 8 年度



令和 7 年度



【令和 8 年度の主な変更点（運用の見直し）】

- ① 昨年度の依頼文に記載のとおり、昨年度申請いただいた施設・学校には、本市からメールにて依頼文を送付
- ② 内部決裁用「申請書・請求書」の作成と提出のシステム化
 - ・申請書に加え、フォーム上で入力内容を反映した請求書も自動作成（PDF）が可能
 - ・上記様式を用いて施設・学校での決裁を行っていただき、その後、各「提出」フォームで提出